

# はくさんE C Oマネジメントプラン

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する  
第3次白山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

第3版

令和5年3月  
石川県白山市

# 目 次

<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
1 目的 .....	1
2 経緯 .....	1
3 運用管理 .....	2
<b>第2章 対象範囲</b> .....	<b>2</b>
<b>第3章 計画期間</b> .....	<b>2</b>
<b>第4章 削減目標</b> .....	<b>3</b>
<b>第5章 具体的な取組</b> .....	<b>4</b>
1 電気の使用量の削減 .....	4
2 水の使用量の削減 .....	5
3 公用車の省エネ化の推進 .....	5
4 紙類の使用量の削減 .....	5
5 グリーン購入の推進 .....	6
6 ごみの減量 .....	6
7 その他の取組 .....	6
8 取組スケジュール .....	6
<b>第6章 計画の進行管理</b> .....	<b>7</b>
1 計画（P・・・Plan） .....	7
2 実行及び運用（D・・・Do） .....	8
3 点検（C・・・Check） .....	9
4 E C Oプランの見直し（A・・・Action） .....	9
<b>第7章 環境方針</b> .....	<b>10</b>
<b>第8章 用語の定義</b> .....	<b>11</b>
<b>第9章 改定履歴</b> .....	<b>11</b>

# 第1章 総則

## 1 目的

はくさんE C Oマネジメントプラン（以下「E C Oプラン」という。）は、市有施設の管理等において環境負荷の低減を目指す市独自の環境マネジメントシステムであるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」第21条に基づき、市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減等に関する「地方公共団体実行計画（事務事業編）（以下、「地方公共団体実行計画」という。）」として策定する。

市及び市職員が、市の事務・事業に関し、環境への負荷を削減し、地球温暖化対策を率先して実行することで、持続可能な社会をつくることを目的とする。

## 2 経緯

白山市環境基本計画及び地球温暖化対策推進法に基づき、市の事務・事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する白山市地球温暖化防止職員率先行動計画（以下「率先行動計画」という。）を平成21（2009）年3月に策定した。

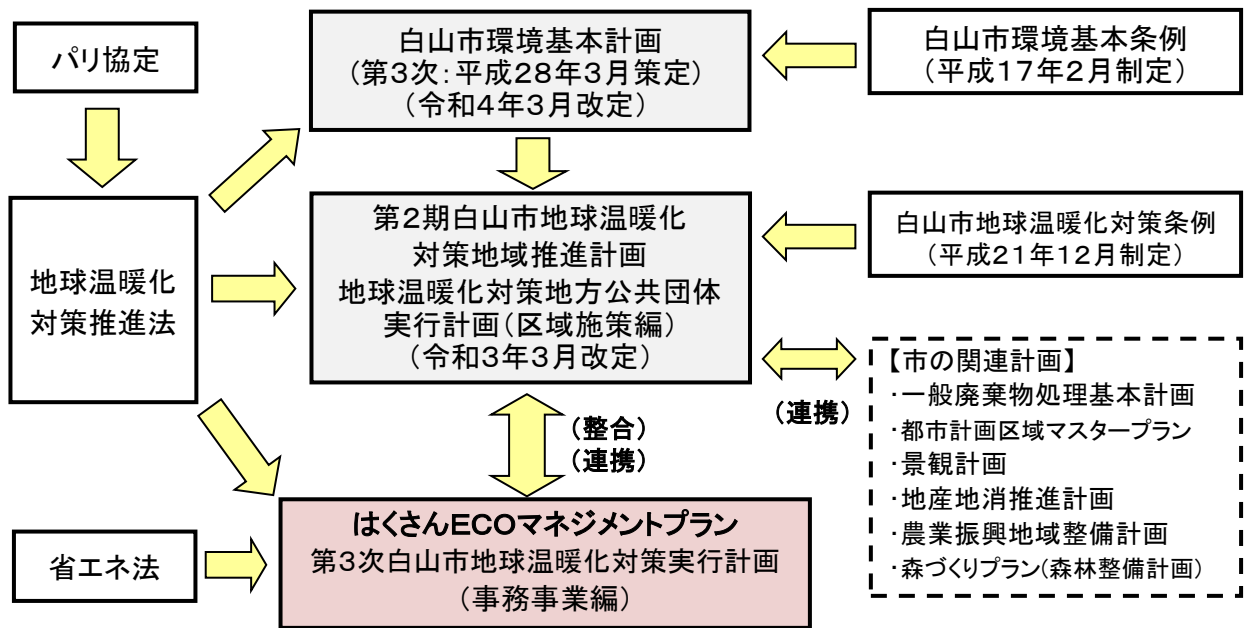
また、平成22（2010）年9月には、エネルギーの使用合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき、白山市役所がエネルギー使用量の年間1%以上の削減努力が義務付けられた特定事業者の指定を受けた。

平成23（2011）年10月には、国際規格I S O 1 4 0 0 1の認証取得中に得られたノウハウを活用し、資源循環型社会、脱炭素社会及び自然共生社会を実現させ、持続可能な社会づくりに向けて取り組む本市独自の環境マネジメントシステムとして、「E C Oプラン（地方公共団体実行計画）」を策定し、平成28（2016）年10月には第2次地方公共団体実行計画に改定した。

平成23（2011）年7月には、地球温暖化対策推進法に基づき、市全域での温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策として白山市地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）を策定し、令和3（2021）年3月には第2期地域推進計画に改定するとともに令和32（2050）年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を行った。

一方、国のカーボンニュートラル宣言や中期目標の表明、地球温暖化対策計画の改定、また、県の環境総合計画の改定など、地球温暖化や環境を取り巻く社会情勢は大きく変化していることから、今般、このE C Oマネプランを改定し、地球温暖化の防止並びに環境の保全対策をより一層推進する。

## ■ 計画の位置付け ■



### 3 運用管理

ECOプランの運用管理は、次のとおりとする。

- (1) ECOプランは、環境管理事務局が作成し、環境管理総括者が決定する。
- (2) 環境管理総括者はECOプランの評価を行う。
- (3) ECOプランの見直しは、必要が生じた時、その都度行う。
- (4) 省エネ法の改定に伴い目標が必要な項目等については目標設定を行う。

## 第2章 対象範囲

ECOプランは、市が行う全ての事務・事業とし、市役所庁舎及びその他の公共施設等を対象とする。

※ エネルギー管理報告の対象外施設及び温室効果ガス総排出量の把握ができない施設等は除く。

## 第3章 計画期間

この計画の期間は、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とする。

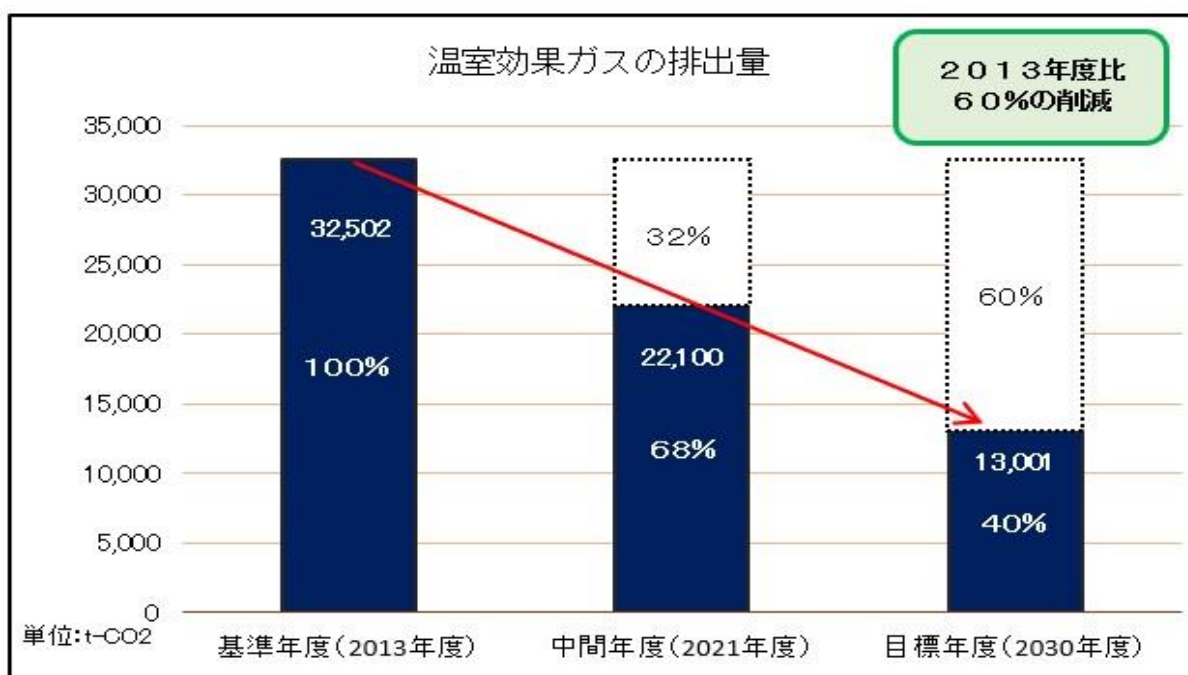
※ 法改正または「白山市地球温暖化対策地域推進計画」の改正等があった場合や環境の状況や社会経済状況の変化に対応するため、計画期間内でも必要な場合は計画の見直しを行う。

## 第4章 削減目標

**令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で60%削減。**

市が率先的な取組を推進するため、市役所全体で、令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を、国を上回る平成25(2013)年度比60%削減することとする。

項目	基準年度 平成25(2013)年度	中間年度 令和3(2021)年度	目標年度 令和12(2030)年度
温室効果ガスの排出量	32,502 t-CO <sub>2</sub>	22,100 t-CO <sub>2</sub>	13,001 t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	32%	60%



削減対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定められた7種類の温室効果ガス(※)のうち、の二酸化炭素を対象とする。

(※) 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化水素、三フッ化窒素

**市の事務及び施設管理において、エネルギー消費原単位を毎年、前年比1%以上低減を目標として、令和5(2023)年度～令和9(2027)年度までで5%以上低減。**

省エネ法において、特定事業者は、事業者の判断基準となるエネルギーの使用の合理化の目標について、中長期的(3～5年)な計画の作成義務及び年平均1%以上低減の努力義務が求められている。

## 第5章 具体的な取組

### 1 電気の使用量の削減

#### (1) 照明機器の消灯の徹底・配慮

- ・始業5分前までの消灯、昼休みの消灯を行う。
- ・未使用部屋の消灯を徹底する。
- ・トイレ、廊下、階段などで自然光のある場所では、できる限り消灯する。
- ・照明器具の更新時には、LED蛍光灯など省エネ型のものに取り替える。
- ・屋外ライトアップ時間の短縮、間引き点灯を行う。
- ・屋外照明の照射方向、時間帯等の適正化を図る。
- ・必要に応じて蛍光灯本数を削減する。

#### (2) 事務機器の節電の徹底・配慮

- ・昼休み時間帯、退席時の節電を徹底する。
- ・OA機器の節電・待機モードへの切り替えを徹底する。
- ・コピー機の機能を確認の上、ミスコピーの削減を図る。
- ・OA機器は、省エネタイプを購入する。

#### (3) 空調機器の省エネ使用

- ・空調設備の設定温度を冷房時室温28℃、暖房時室温20℃に徹底する。
- ・空調設備の定期点検やフィルター清掃を行う。
- ・空調機器の吹き出し口付近の開放を点検する。
- ・ブラインド、カーテンの利用、工夫、調整に心掛ける。(開口部断熱)
- ・窓、出入り口の開放を行わない。(開口部断熱)

#### (4) エレベーターの使用抑制

- ・上下2階の移動は、階段の使用を徹底する。
- ・3階以上でも階段の使用を推進する。

#### (5) 省エネルギー活用に向けた取組

- ・太陽光等の再生可能エネルギーの活用を努める。(太陽光発電の導入)
- ・蓄電システムや燃料電池の導入に努める。
- ・公共施設に省エネ型照明機器を導入する。
- ・公共施設の新設や大規模改修時にはエネルギー管理システムを導入し、ZEB化を図る。
- ・デジタル技術を活用した省エネルギー化に努める。

#### (6) その他

- ・省エネタイプの自動販売機の設置、省エネ運転を依頼する。
- ・クールビズ、ウォームビズを実施する。
- ・ノー残業デーを徹底する。(毎週水曜日・19日(育児の日))
- ・ノー残業週間を設定する。

## 2 水の使用量の削減

- ・手洗いなどの際は、必要な時だけ出す。
- ・水の流し放しを防ぐため、自動水栓を導入する。
- ・トイレの流量は、適切な量にセットする。
- ・公用車の洗車時の節水に努める。
- ・融雪は効率的に行い水の使用を抑制する。
- ・下水処理水の再利用を検討する。
- ・雨水の貯留タンクや雨水利用設備を導入する。
- ・設備の水漏れ点検を定期的に行う。

## 3 公用車の省エネ化の推進

### (1) エコドライブの推進

- ・出発時の暖気運転は適切に行う。
- ・ふんわりアクセルでやさしい発進を行う。(約5秒で20km/hになるように)
- ・不要なアイドリングは行わないように徹底する。
- ・急発進、急加速や空ふかしは行わない。
- ・早目のアクセルオフ、エンジnbrakeを使用する。
- ・エアコンの使用を控えめにする。
- ・不要な荷物は降ろして走る。
- ・低公害車や低燃費な公用車を優先的に使用する。

### (2) 公用車利用の抑制

- ・業務人数に適切な公用車両の選択を行う。
- ・利用可能な距離、時間帯においては、公共交通機関を利用する。
- ・出県時などには、積極的に公共交通機関を利用する。
- ・部課にとらわれず、相乗りを行う。
- ・近距離(2km以内)の業務においては、極力自転車を使用する。
- ・WEB会議を活用し公用車の使用頻度を減らす。

### (3) その他

- ・定期的な点検、整備を行う。(オイル交換、タイヤ空気圧等)
- ・更新の際は、ハイブリッド自動車・電気自動車など低公害車を順次導入する。

## 4 紙類の使用量の削減

- ・会議資料の簡素化、縮小化を徹底する。
- ・事務手続きの簡素化を進め、文書量を削減する。
- ・資料の個人保存をなくし、共通文書ファイルの活用を徹底する。
- ・軽易な文書のファックスは、送信票を省略する。
- ・再生紙の使用を徹底する。

- ・コピー機の機能を確認の上、ミスコピーの削減を図る。
- ・両面使用と内部資料の裏面利用を徹底する。
- ・メールの有効利用によりコピー用紙の使用を削減する。
- ・印刷前に、印刷プレビュー機能を用いて、ミスの有無をチェックする。

## 5 グリーン購入の推進

- ・用紙類や印刷物については、特殊コーティングされていないものを購入する。
- ・各種印刷物発注の際には、再生紙の利用を伝達する。
- ・伝票、届出様式などの印刷物は、年間使用量を的確に把握し適切な管理をする。
- ・低炭素な製品【グリーン商品（エコマーク、グリーンマーク等の環境負荷の少ないもの）】を購入する。
- ・詰め替えなどが可能で継続して使用できる商品を購入する。

## 6 ごみの減量

- ・備品の再使用、修繕による再利用に努め、資源ごみ、不用紙の分別を徹底する。
- ・建築廃棄物の再利用促進を図り、建設廃棄物の減量に努める。
- ・イベント配布物には、再生物を使用した製品やリサイクル可能な製品を選択するようにし、配布数についても十分検討する。

## 7 その他の取組

- ・環境法令等を順守し、環境の保全に取り組む

## 8 取組スケジュール

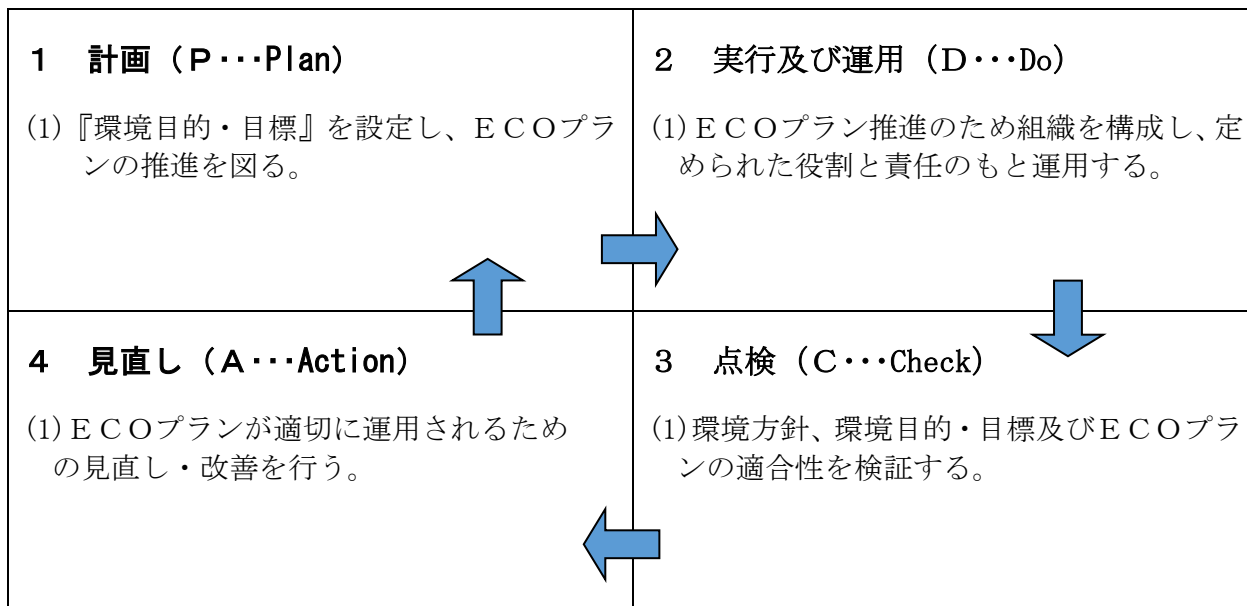
1	環境目的・目標の提出	各課	5月
2	省エネ法に基づくエネルギー使用量報告 事務事業での温室効果ガス削減報告	各課	5月
3	職員研修の実施	全職員	10月



## 第6章 計画の進行管理

### ○進行管理

目標を設定し、達成状況を確認しながら必要な改善を行っていくP D C Aサイクルによって、取組を進める。



### ○進捗状況の公表

温温室効果ガス排出量の削減目標や削減状況について、ホームページなどを通じて公表します。

#### 1 計画 (P・・・Plan)

本市は、関係する部門において、環境方針と整合した環境目的・目標を設定のうえ、計画的に取り組むものとする。

##### (1) 環境目的・目標の設定

『環境目的・目標』を設定し、E C Oプランの推進を図る。

##### (2) 環境目的・目標の見直し時期

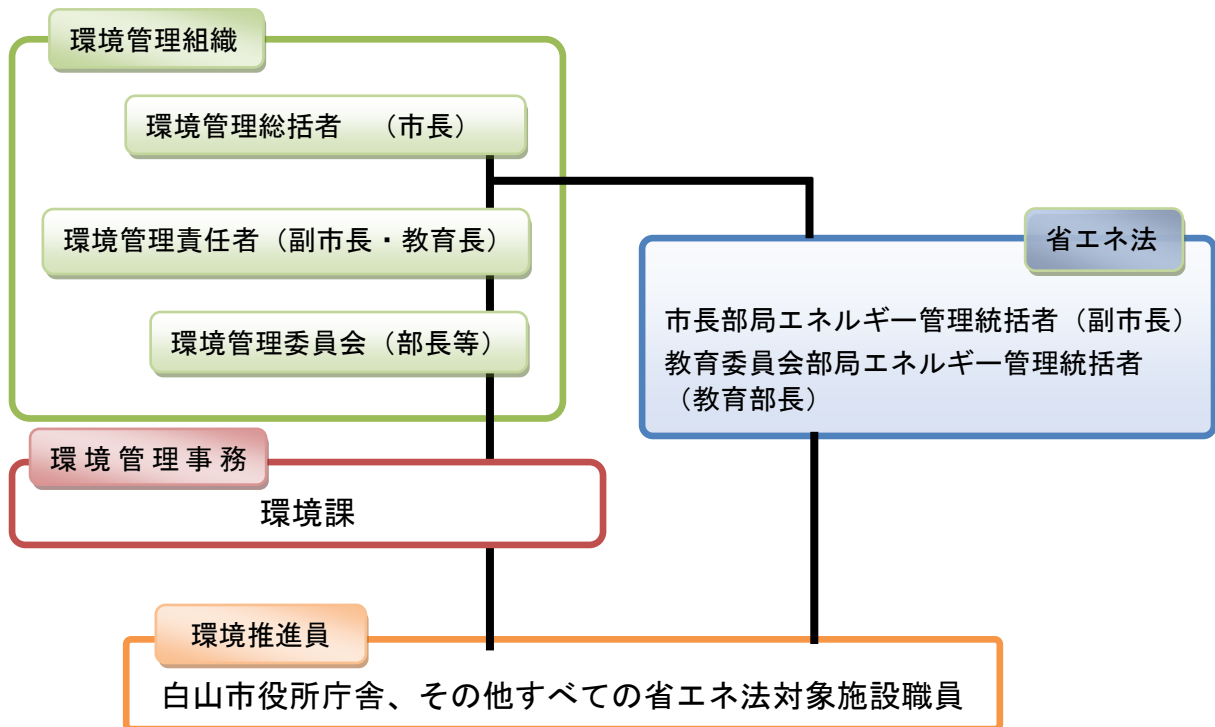
- ① E C Oプランの見直しのとき。
- ② 各種計画や法改正などにより、必要が生じたとき。

## 2 実行及び運用（D・・・Do）

本市は、E C Oプランを推進するための組織を整備し、定められた役割と責任のもとで運用する。

### （1）E C Oプランを維持するための組織の構成

『環境組織図』



### （2）環境組織の構成員それぞれの主な役割と責任

① 環境管理総括者 … 市長

- (ア) E C Oプランを決定する。
- (イ) 『環境方針』を定める。
- (ウ) E C Oプランの見直し・評価を行う。

② 環境管理責任者 … 副市長・教育長

環境管理総括者から委譲された範囲のE C Oプラン全てに関して、確立・実施・維持の責任を有する。

③ 環境管理委員会 … 部長等

環境管理責任者の命を受け、必要に応じて関係部長等で構成され、E C Oプランの確立・実施・維持及び管理に関し、必要な業務を行う。

④ 環境推進員 … 各課職員

- (ア) 『エネルギー使用量集計表』を、環境管理事務局に提出する。
- (イ) E C Oプランの実施・維持及び管理に関し、必要な業務等を行う。

⑤ 環境管理事務局 … 環境課内

(ア) E C Oプランを作成する。

(イ) 『環境目的・目標』を集計し、環境管理責任者に報告する。

(ウ) 教育研修を実施した後、『教育研修実施報告書』を作成する。

(エ) 『エネルギー使用量集計表』を取りまとめ、省エネ法対象分は『中部経済産業局』、E C Oプラン対象分は『環境管理責任者』に報告する。

(オ) その他、環境管理責任者の命を受け、E C Oプランの確立、実施、維持及び管理に関し、必要な業務を行う。

**(3) 教育研修**

本市は、環境に関する能力及び自覚の維持・向上を図るため、教育研修を実施する。

なお、教育研修は、必要に応じ、外部に委託することができる。

また、この研修は、全職員を対象とし、職員等の自覚の維持・向上を図ることを目的とする。

**3 点検 (C・・・Check)**

環境方針、環境目的及び目標及びE C Oプランの適合性を検証する。

**(1) 報告、データの集計**

① 環境推進員は、『環境目的・目標』及び『エネルギー使用量集計表』を環境管理事務局に提出する。

② 環境管理事務局は、提出された『環境目的・目標』及び『エネルギー使用量集計表』を取りまとめ、省エネ法対象分は『中部経済産業局』、E C Oプラン対象分は『環境管理責任者』に報告する。

**4 E C Oプランの見直し (A・・・Action)**

環境管理総括者は、E C Oプランが適切に運用されるための見直しを行い、継続的な改善を行う。

**(1) E C Oプランの見直しに係る情報**

環境管理責任者は、環境管理総括者に対し、E C Oプランの見直しに必要な情報を提供し、改善のための提案を行う。

**(2) E C Oプランの見直し事項**

環境管理総括者は、提供された情報や提案を基に、継続的改善の観点からE C Oプランを見直す。

## 第7章 環境方針

環境管理総括者は、目標達成に向けた取組の根本として環境方針を定め、維持する。

### 1 環境方針の見直し

環境管理総括者は、環境方針の見直しが必要と判断した場合、環境管理責任者に環境方針の見直しを指示する。

環境方針の見直しには、次の事項を検討・考慮のうえ、立案する。

- (1) 市の全体方針
- (2) 環境目的・目標
- (3) 外部組織及び周囲の状況

### 2 環境方針の見直し時期

- (1) ECOプランの見直しのとき。
- (2) 事務・事業に大きな変更があったとき。
- (3) その他、必要が生じたとき。

### 3 環境方針の周知、外部への公開方法

- (1) 事務室等に掲示する。
- (2) ホームページに掲載する。

## 環 境 方 針

### 1 基本理念

白山市は、その名の由来ともなりました雄大で美しい霊峰白山をはじめ、清流手取川、白砂青松が映える日本海などに象徴される豊かな自然環境に恵まれ、これまであまたの恩恵を享受して参りました。

しかし、今日の社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式や事業活動などにより、環境への負荷が増大し、その影響は地球全体にまで及んでいます。

このため、本市では、地球温暖化をはじめとする環境問題を最重要課題の一つとして位置づけ、本市の有する恵まれた自然環境や歴史的遺産を守り育て、次世代に引き継いでいけるよう、SDGsの考え方も取り入れ、市民や事業者と連携・協力を推し進めながら、環境にやさしいまちづくりを推進します。

### 2 基本方針

白山市独自の環境マネジメントシステムとして「はくさんECOマネジメントプラン」を構築し、PDCAサイクルによる進行管理により、温室効果ガスの排出量削減目標の達成に向けて、下記の取組を進めます。

- (1) 白山市環境基本計画に基づき、循環、脱炭素、自然共生を基調としたまちづくりを推進します。
- (2) SDGsの理念に沿った環境・経済・社会の三側面の統合的な向上による課題解決に取り組みます。
- (3) 省エネルギー、省資源の取り組み及び廃棄物の減量・再資源化を行い、循環型社会の構築に努めます。
- (4) エネルギー利用における非化石エネルギー利用割合の向上に努めます。
- (5) 環境法令等を順守し、環境の保全に取り組みます。
- (6) 環境方針を全職員が認識し、環境保全に関する意識の向上を図るため、教育・訓練を実施し、この方針を周知します。

令和5年4月

石川県白山市長

## 第8章 用語の定義

E C Oプランで使用する用語の定義は、次による。

### 1 環境方針

市長によって表明された環境に関する本市の全体的な意図及び方向付け。

### 2 環境目的

本市が達成を目指して、環境方針と整合する全般的な環境の到達点。

### 3 環境目標

環境目的を達成するために目的に合わせて設定される要求事項で、本市又はその一部に適用されるもの。

### 4 継続的改善

本市の環境方針と整合して、全体的な環境に対する状況の改善を達成するためのE C Oプランを向上させる繰り返しのプロセス。

### 5 省エネ法

エネルギーの使用の合理化等に関する法律。

### 6 推進計画

白山市地球温暖化対策地域推進計画。

### 7 対策推進法

地球温暖化対策の推進に関する法律。

### 8 パリ協定

「京都議定書」の後継となるもので、2020年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み。

## 第9章 改定履歴

	内容	策定（改定）月
1	初版 策定	平成23年(2011年)10月
2	第2版 改定	平成28年(2016年)10月
3	第3版 改定	令和5年(2023年)3月